

ショートステイ利用料金表 令和6年6月1日改定

介護サービス利用料金+食費&居住費+その他の費用が必要となります。

\* 介護サービス利用料金 \*

○基本料金（1日に係る費用）

介護度	単位数	サービス体制強化加算 II	看護体制加算 I・II	夜勤職員配置加算 III	合計単位数	処遇改善加算 I	金額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
支1	451	18	0	0	469	66	¥ 5,703	¥ 571	¥ 1,141	¥ 1,711
支2	561	18	0	0	579	81	¥ 7,035	¥ 704	¥ 1,407	¥ 2,111
介1	603	18	12	15	648	91	¥ 7,877	¥ 788	¥ 1,576	¥ 2,364
介2	672	18	12	15	717	100	¥ 8,709	¥ 871	¥ 1,742	¥ 2,613
介3	745	18	12	15	790	111	¥ 9,604	¥ 961	¥ 1,921	¥ 2,882
介4	815	18	12	15	860	120	¥ 10,446	¥ 1,045	¥ 2,090	¥ 3,134
介5	884	18	12	15	929	130	¥ 11,288	¥ 1,129	¥ 2,258	¥ 3,387

療養食加算	1食につき8単位 ¥95 利用者負担 ¥10(¥19, ¥29)
緊急短期入所受入加算	1日につき90単位 ¥1097 利用者負担 ¥110(¥220, ¥330)
長期利用者減算	1日につき30単位の減算 ¥362 利用者負担 ¥37(¥73, ¥109)

※当施設では、介護福祉士を60%以上配置しています。

※常勤看護師を1名以上配置し、医療機関等との連携を図りつつ、施設における看護体制の強化を図っています。

※夜勤を行う看護職員・介護職員数を「配置基準より1人以上」上回り配置しています。

夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しています。

※介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、届出を行い、サービスを行った場合、所定単位数の1000分の140に相当する単位数（介護職員等処遇改善加算I 利用者負担 1割または2・3割）

\* 療養食加算については、医師の指示による療養食を提供した場合にのみ算定。

\* 緊急短期入所受入加算は、居宅介護サービスに位置付けられていない短期入所介護を緊急に行った場合7日、やむを得ない事情がある場合は14日を限度として算定。

\* 自費利用を挟み30日を越える利用の場合、長期利用者減算を行う。

○送迎費（片道に係る費用）

事業実施区域	料金	自己負担額
神戸市西区, 三木市	¥ 2, 238	¥ 224 (¥448, ¥672)

※利用者の都合により介護保険の給付を受けない場合については、実費負担となります。

\* 食事、居住の提供に要する費用 \*（介護保険給付対象外）

1日あたりの利用料金	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食事に係る負担額	¥ 300	¥ 600	¥ 1, 000	¥ 1, 300	¥ 1, 600
個室にかかる負担額	¥ 320	¥ 420	¥ 820	¥ 820	¥ 1, 171
多床室に係る負担額	¥ 0	¥ 370	¥ 370	¥ 370	¥ 855

※1日あたりの食費 ¥1, 600

（朝食・・・300円 昼食・・・600円 おやつ・・・100円 夕食・・・600円）

\* その他の費用 \*

理美容費	¥ 1, 000	カットのみ実施（月に3回）
レクリエーション費用	実費	特別な材料の材料費
行事などの外出費用	実費	喫茶料金など
テレビ・冷蔵庫使用料金	¥ 50	1日あたり
事業実施区域外の送迎費	¥ 50	1kmあたり
緊急時の医師診察料など	実費	